

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (通勤災害保護制度の見直し関係)

1 趣旨

高齢化の進展とともに、家族の介護が労働者の生活に深く関わってきていること、また、平成19年4月18日大阪高裁判決（義父の介護のため通勤経路を逸脱した労働者に対する休業給付不支給決定を取り消すものとする判決。）を踏まえ、労働者が要介護状態にある家族の介護を行うケースについて、通勤災害保護制度の対象とする省令改正を行う。

2 改正の必要性及び概要

(1) 省令改正の必要性

ア 通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいう。この場合の通勤とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとされている。しかし、労働者が、移動の経路を逸脱し、若しくは移動を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は通勤とはされていない。

イ ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、通勤とされることとなっている。厚生労働省令として、労災則第8条において、「日用品の購入その他これに準ずる行為」（第1号）などが規定されている。

ウ 具体的内容が多岐にわたり、相当長時間を要する介護行為について、労災則第8条第1号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するとして省令をそのままにしておいた場合には、今後も司法判断により、同号の対象となる行為が拡大していく可能性がある。

→したがって、介護は、「日用品の購入その他これに準ずる行為」に当たらないと考えられ、労災則の改正が必要。

(2) 省令改正の対象とする介護行為の範囲

ア 介護を受ける対象者の範囲

- 「要介護状態（注）にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹」を対象とする（育児・介護休業法に基づく介護休業制度の対象家族と同様。）。

(注) 要介護状態の判断基準は、単身赴任者が就業場所と帰省先住居の間を移動する経路を通勤災害保護制度の対象とする場合の考え方と合わせる。要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を要する状態（労災則第7条）をいい、常時介護を必要とする状態かどうかは、「労働者災害補償保険法の一部改正の施行及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について（基発第 0331042 号）」の別表「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」（別添参照）により判断する。

イ 介護の内容等

- 労働者が介護を反復継続して行っていることを要件とすることが適当である。すなわち、介護についても、介護が労働者本人にとって日常生活上必要な行為であることが必要であり、通常は他の者が行っている家族の介護をたまたま代わって行うケースまで対象とすること適当でないと考えられる。（初めて介護を行ったケースは、介護をその後も反復継続して行うこと予定していたかどうかによって判断することとする。）。

- 介護については、およそ介護に該当するものであればよいと考えられ、個別具体的な内容までは定めない。また、時間についても定めない。
なお、逸脱・中断の間を除き、通勤災害の保護の対象となるのは、当該逸脱・中断が「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」（労災保険法第7条第3項）であることから、介護についても、「やむを得ない事由により行うための最小限度のもの」であることが必要である。

3 施行期日

平成20年4月1日

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 日常生活動作事項（第1表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目をいう。）のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつその状態が継続すると認められること。
- 2 問題行動（第2表の行動欄の攻撃行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の7項目をいう。）のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

<第1表>

事項 態様	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助
イ 歩行	杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	付添いが手や肩を貸せば歩ける	歩行不可能
ロ 排泄	・自分で昼夜とも便所 でできる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使 ってできる	・介助があれば簡易便器 でできる ・夜間はおむつを使用 している	常時おむつを使用 している
ハ 食事	スプーン等を使用す れば自分で食事が できる	スプーン等を使用し、 一部介助すれば食 事ができる	臥床のままで食 べさせなければ 食事ができない
ニ 入浴	自分で入浴でき、 洗える	・自分で入浴でき るが、洗うとき だけ介助を要す る ・浴槽の出入り に介助を要す	・自分でできな いので、全て 介助しなければ ならない ・特殊浴槽を 使っている ・清拭を行っ ている
ホ 着脱衣	自分で着脱でき る	手を貸せば、着 脱できる	自分でできな いので全て 介助しなければ ならない

<第2表>

行動 程度	重 度	中 度	軽 度
イ 攻撃的行為	人に暴力をふるう	乱暴なふるまいを行う	攻撃的な言動を吐く
ロ 自傷行為	自殺を図る	自分の体を傷つける	自分の衣服を裂く、破く
ハ 火の扱い	火を常にもてあそぶ	火の不始末が時々ある	火の不始末をすることがある
ニ 徘徊	屋外をあてもなく歩 きまわる	家中をあてもなく歩 きまわる	時々部屋内でうろ ろする
ホ 不穏興奮	いつも興奮している	しばしば興奮し騒 ぎたてる	ときには興奮し騒 ぎたてる
ヘ 不潔行為	糞尿をもてあそぶ	場所を構わず放尿、 排便をする	衣服等を汚す
ト 失禁	常に失禁する	時々失禁する	誘導すれば自分 でトイレに行く

※「労働者災害補償保険法の一部改正の施行及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について(基発第0331042号)」の別表

○ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- 三 二次健康診断等給付

2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

- 一 住居と就業の場所との間の往復
- 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

3 労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）（抄）

（日常生活上必要な行為）

第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 二 職業訓練、学校教育法第一条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 三 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為